

## 三重県難病医療連絡協議会設置要領

## (目的)

第1 この要領は、三重県難病医療ネットワーク整備事業実施要綱第4条の規定に基づき設置する三重県難病医療連絡協議会（以下「協議会」という。）の運営等に関し、必要事項を定めるものとする。

## (組織)

第2 協議会は、委員によって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから医療保健部長が委嘱又は任命する。

- (1) 難病診療連携拠点病院の代表
- (2) 難病診療分野別拠点病院の代表
- (3) 難病医療協力病院の代表
- (4) 三重県医師会の代表
- (5) 三重県看護協会の代表
- (6) 三重県訪問看護ステーション連絡協議会の代表
- (7) 三重県保健所長会の代表
- (8) その他難病患者の支援に従事する関係者

## (任期)

第3 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、速やかに補充する。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (役員)

第4 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。会議は、会長が指名した委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、会議の運営上必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

5 会議は、原則として年1回以上開催する。

## (事務局)

第6 協議会の事務局は、医療保健部健康推進課に置く。

## (その他)

第7 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。